

暫定研修指導医に関する特例認定規定

認定教育施設Ⅰもしくは認定教育施設Ⅱの研修統括責任者（教育責任者）が糖尿病専門研修体制において必要と判断した場合、日本糖尿病学会専門医制度規則第2条に基づき、下記【資格】①から⑩を満たしている日本糖尿病学会糖尿病専門医を特例として暫定的に認定する。

1. 暫定研修指導医の認定

【資格】

暫定研修指導医の認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満足することを要する。

- ①日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- ②申請時に日本糖尿病学会糖尿病専門医を1回以上更新していること。
- ③糖尿病専門医として十分な診療実績があること。
- ④糖尿病患者教育に対する十分な実績があること。
- ⑤申請時に認定教育施設Ⅰもしくは認定教育施設Ⅱに常勤医として在籍し、糖尿病専攻医に対する指導実績があること。
- ⑥申請時に認定教育施設Ⅰもしくは認定教育施設Ⅱの研修統括責任者（教育責任者）の推薦があること。
- ⑦暫定研修指導医は、認定教育施設Ⅰもしくは認定教育施設Ⅱの研修統括責任者（教育責任者）にはなれない。
- ⑧暫定研修指導医の認定期間は5年間とする。
- ⑨暫定研修指導医認定後、5年以内に研修指導医資格を取得すること。
- ⑩暫定研修指導医は、当該認定教育施設Ⅰもしくは認定教育施設Ⅱを離れた場合、暫定研修指導医の資格は失効する。

【認定】

(1) 暫定研修指導医の認定を希望するものは次項に定める申請書類を専門医認定委員会に提出するものとする。

- ①暫定研修指導医申請書
- ②履歴書
- ③医師免許証（写し）
- ④認定教育施設Ⅰもしくは認定教育施設Ⅱの研修統括責任者（教育責任者）による糖尿病専攻医に対する指導したことを示す推薦書
- ⑤症例記録10症例
- ⑥糖尿病患者教育活動に関する資料

(2) 暫定研修指導医認定後、研修指導医資格を取得する場合は、次項に定める申請書類を専門医認定委員会に提出するものとする。

- ①研修指導医申請書
- ②履歴書
- ③業績目録
なお、業績に関しては、施行細則に定める。
- ④糖尿病患者教育活動に関する資料

(3) 認定方法・認定後の更新等については、一般社団法人日本糖尿病学会専門医制度規則を準用する。

2. 附則

暫定研修指導医の認定は、2018年度から2027年度までとする。

*本（特例認定）規定の改訂は専門医認定委員会および理事会の議決による。